

半田市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、平成29年10月12日から平成29年10月18日までの7日間、半田市条例制定請求者署名簿を関係人の縦覧に供したところ異議の申出がなかったので、当該期間の経過により署名の効力が確定した結果、有効署名の総数は、次のとおりとなりました。

平成29年10月19日

半田市選挙管理委員会
委員長 前田早苗 印

有効署名の総数 10,662